

第 1 回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和 2 年 7 月 20 日 (月)
- 2 開閉時間 午後 2 時 30 分開会 午後 4 時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3 階会議室
- 4 出席委員 14 人
1 番 寺崎秀子 2 番 小野寺昭一 3 番 坂上 修 4 番 佐藤美頭雄
5 番 斉藤哲子 6 番 佐々木辰善 7 番 山崎禎彦 8 番 鈴木英博
9 番 松田直人 10 番 相澤峰基 11 番 北村浩光 12 番 小川一也
13 番 舟根 禎 14 番 吉本 憲
- 5 欠席委員 無し
- 6 会議出席 長谷部事務局長、岡野主幹兼係長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 1 番 寺崎秀子、2 番 小野寺昭一
- 9 議事内容

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 議案第 1 号 | 鷹栖町農業委員会会長の互選について |
| 議案第 2 号 | 鷹栖町農業委員会会長職務代理者の互選について |
| 議案第 3 号 | 鷹栖町農業委員会委員の担当区域について |
| 議案第 4 号 | 鷹栖町農業委員会特別委員会委員の選任について |
| 議案第 5 号 | 鷹栖町農業委員会農業後継者対策推進委員会委員の選任について |
| 報告第 1 号 | 農業経営改善計画認定申請に係る意見について |
| 報告第 2 号 | 土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について |
| 議案第 6 号 | 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 議案第 7 号 | 別段の面積の区域指定について |
| 議案第 8 号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第 9 号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 協議第 1 号 | 道営農地整備事業鷹栖南地区換地委員の推薦について |
| 協議第 2 号 | 道営土地改良事業北成地区換地委員の変更推薦について |

10 議事録本紙

- 事務局長 ただ今から、令和2年第1回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
本定例会は、委員の任期満了による任命の後、最初に行われる総会であり、農業委員会等に関する法律第27条第1項ただし書きの規定に基づき、鷹栖町長による招集でございます。
開会にあたりまして、谷町長からご挨拶を申し上げます。
- 町長 挨拶
- 事務局長 それでは、日程第2、臨時議長の選出でございます。
選出について、本定例会を招集しました、谷町長が進めさせていただきます。
- 町長 臨時議長の選出につきましては、鷹栖町農業委員会総会規則第6条第3項の規定に基づき、会長が互選されるまでは、年長の委員が臨時議長の職務を行うことになっています。
14人の委員の中で、臨時議長となる年長の委員は、佐藤委員でございます。
佐藤委員、議長席にお願いします。
- 4番委員 ただいま、ご指名いただきました佐藤です。
会長の互選が完了するまでは、臨時議長の職務を行いますので、どうぞよろしくお願いします。
ここで、谷町長は他に用務がございますので、退席します。
(町長退席)
ただいまの出席委員は14人中14人で、鷹栖町農業委員会総会規則第9条の規定に基づき、過半数を超える出席がありますので、本定例会は成立します。
日程第3、議案第1号「鷹栖町農業委員会会長の互選について」です。
会長の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、「委員が互選した者をもって充てる。」となっています。
互選の方法について、意見を求めます。
- 6番委員 選考委員による指名推薦で行ってはどうでしょうか。
- 4番委員 ただいま、佐々木委員から「選考委員による指名推薦」との意見がありました。その他にご意見はありませんか。
- 委員 無しの声
- 4番委員 それでは、お諮りします。
「選考委員による指名推薦」で、ご異議ありませんか。
- 委員 異議無しの声
- 4番委員 異議なしと認めます。
それでは、佐々木委員、選考委員について意見を求めます。
- 6番委員 鷹栖地区から1人、北野地区から1人、中央、北斗、北成地区から1人、両農協の推薦委員から1人ずつ、中立委員1人の6人の選考委員ではどうでしょうか。

- 4 番委員 ただいまの意見による 6 人を選考委員とすることにご異議ありませんか。
- 委員 異議無しの声
- 4 番委員 それでは、暫時休憩します。
休憩中に鷹栖地区、北野地区、中央、北斗、北成地区において、それぞれ選考委員の選考をお願いします。
- 各地区毎に集まり選考の打合せ（別室への移動なし）
- ・鷹栖地区（小野寺、寺崎、吉本、松田、相澤）
 - ・北野地区（山崎、舟根、鈴木、斉藤）
 - ・中央、北斗、北成地区（北村、佐々木、小川、坂上）
- 委員 （各地区委員選考後、再開）
- 4 番委員 休憩前に引き続き、定例会を進めます。
それでは各地区の選考結果をご報告願います。
- 14 番委員 鷹栖地区は小野寺委員をお願いします。
- 13 番委員 北野地区は山崎委員をお願いします。
- 12 番委員 中央、北斗、北成は北村委員をお願いします。
- 4 番委員 ただいま、報告のとおり、鷹栖地区は小野寺委員、北野地区は山崎委員、中央、北斗、北成地区は北村委員に、たいせつ農協推薦は相澤委員、あさひかわ農協は鈴木委員、中立委員として、斉藤委員の 6 人の委員を選考委員に決定することにご異議ありませんか。
- 委員 異議無しの声
- 4 番委員 異議無しと認めます。
暫時休憩をします。
休憩中に選考委員会を開催していただきますようお願いいたします。
（別室で選考委員会を開催）
- 4 番委員 休憩前に引き続き、定例会を進めます。
選考委員会の結果を報告願います。
- 10 番委員 選考結果を報告させていただきます。
慎重審議の結果、吉本委員を推薦します。以上です。
- 4 番委員 ただいま、推薦されました吉本委員を当選人とすることにご異議ありませんか。
- 委員 異議無しの声
- 4 番委員 異議無しと認めます。
よって、ただいま、指名されました吉本委員が会長に当選されました。
これで、臨時議長の職務は全て完了しました。
進行にご協力いただき、ありがとうございました。
会長、議長席にお着き願います。
- 14 番委員 ただいまご指名をいただきました吉本です。
（就任挨拶）
- 議長 それでは、日程第 4、議案第 2 号「鷹栖町農業委員会会長職務代理者の

互選について」です。

会長職務代理者の互選につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定により、委員が互選した者がその職務を代理することになっています。

互選の方法について、意見を求めます。

6番委員 会長の互選で決定した選考委員による指名推薦で行ってはどうでしょうか。

議長 ただいま、佐々木委員から、会長の互選で決定した選考委員による指名推薦でとの意見がありました。その他に意見ありますか。

委員 無しの声

議長 それでは、お諮りします。

選考委員による指名推薦で、会長の互選で決定した6人の委員を選考委員に決定することでご異議ありませんか。

委員 異議無しの声

議長 異議無しと認めます。

暫時休憩します。

休憩中に選考委員会を開催していただきますようお願いいたします。

(別室で選考委員会を開催)

議長 休憩前に引き続き、定例会を進めます。

選考委員会の結果を報告願います。

10番委員 選考結果を報告させていただきます。

慎重審議の結果、舟根委員を推薦します。以上です。

議長 ただいま、推薦されました舟根委員を当選人とすることにご異議ありませんか。

委員 異議無しの声

議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名されました舟根委員が会長職務代理に当選されました。

議長 続きまして、日程第5、議席の指定を行います。

議席は、鷹栖町農業委員会総会規則第8条の規定により、くじで定めることになっています。

くじ引きの順番は、仮議席の順で、1回で行いたいのですが、これにご異議ありませんか。

委員 異議無しの声

議長 異議なしと認めます。

よって、くじ引きは、仮議席の番号順に1回で行います。

会長及び会長職務代理者の議席は、鷹栖町農業委員会総会規則第8条第2項の規定より、会長の議席は、最終議席番号の14番、会長職務代理者の議席は、最終議席番号から1減じた番号13番になります。

それでは、順次、くじ引きをお願いします。

事務局長

それでは、くじの結果を番号順に報告します。

1番は寺崎委員、2番は小野寺委員、3番は坂上委員、4番は佐藤委員、5番は斉藤委員、6番は佐々木委員、7番は山崎委員、8番は鈴木委員、9番は松田委員、10番は相澤委員、11番は北村委員、12番は小川委員です。

以上です。

議長

ただいま、報告したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、ただいまから、それぞれの指定の議席に名札を持参して、着席願います。

暫時休憩します。

議長

休憩前に引き続き、定例会を進めます。

日程第6、議事録署名委員の指定を行います。

議事録署名委員は、鷹栖町農業委員会総会規則第16条の規定により、2人とし、議席1番寺崎委員及び議席2番小野寺委員を指定します。

議長

続きまして、日程第7、議案第3号「鷹栖町農業委員会委員の担当区域について」から議案第5号「鷹栖町農業委員会農業後継者対策推進委員会委員の選任について」まで、一括して議題とします。

これにご異議ありませんか。

委員

異議無しの声

議長

異議無しと認めます。

事務局から議案の説明をお願いします。

事務局長

議案の4頁をご覧ください。

議案第3号「鷹栖町農業委員会委員の担当区域について」です。

農業委員会等に関する法律第17条第6項の規定により、農地利用適正化推進委員を委嘱しない場合は、農業委員が担当する区域を定めなければならないことになっています。

鷹栖町の区域を鷹栖地区、北野地区、中央、北斗、北成地区の3区域とし、担当区域を設定します。

続きまして、議案の5頁、6頁でございます。

議案第4号「鷹栖町農業委員会特別委員会委員の選定について」及び議案第5号「鷹栖町農業委員会農業後継者対策推進委員会委員の選任について」につきまして、各委員会それぞれ6人以内の委員で組織されます。

任期は、農業委員の任期と同じ任期で、令和5年7月19日までとなっています。

所掌事務は、本日、配布しました農業委員会の概要についての中の3頁から4頁までに記載していますので、説明については割愛させていただきます。

委員の選任をよろしくお願い申し上げます。

議長

お諮りします。

ただいま、事務局から説明がありました議案第3号から第5号までにつ

いて、設定及び選任方法について、意見を求めます。

6 番委員 先ほどと同じく会長の互選で決定した選考委員による指名推薦で行ってはどうでしょうか。

議長 ただいま、佐々木委員から選考委員による指名推薦で、会長の互選の時と同じ選考委員でとの意見がありました、その他に意見ありますか。

委員 無しの声

議長 お諮りします。

選考委員による指名推薦で、会長の互選で決定した 6 人の委員を選考委員に決定することでご異議ありませんか。

委員 異議無しの声

議長 異議無しと認めます。

暫時休憩とします。

休憩中に選考委員会を開催していただきますようお願いいたします。

(別室で選考委員会を開催)

議長 休憩前に引き続き、定例会を進めます。

選考委員会の結果を報告願います。

選考委員 それでは、選考結果を報告します。

10 番委員 まず、担当区域についてです。

北野地区は、鈴木委員、山崎委員、斉藤委員、舟根委員。

鷹栖地区は、小野寺委員、佐藤委員、寺崎委員、松田委員、わたくし相澤委員。

中央、北斗、北成地区は、佐々木委員、小川委員、北村委員、坂上委員
吉本会長、全区域 担当です。

続きまして、特別委員会委員です。

佐藤委員、小野寺委員、佐々木委員、鈴木委員、北村委員、私相澤委員の 6 人を選任します。

続きまして、農業後継者対策推進委員会委員です。

坂上委員、松田委員、寺崎委員、小川委員、山崎委員、斉藤委員の 6 人を選任します。

以上です。

議長 ただいま、選考委員（代表）から担当地区の指定と各委員会の指名推薦がありました、特別委員会委員に佐藤委員、小野寺委員、佐々木委員、鈴木委員、北村委員、相澤委員の 6 人、農業後継者対策推進委員会委員に坂上委員、松田委員、寺崎委員、小川委員、山崎委員、斉藤委員の 6 人を選任することでご異議ありませんか。

委員 異議無しの声

議長 よって、ただいま指名されました各委員で選任されました。

暫時休憩に入ります。

休憩中に、特別委員会の委員長及び職務代理、農業後継者対策推進委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

事務局長 各委員会の協議の部屋をご案内します。
特別委員会は小会議室、農業後継者対策推進委員会は中会議室でお願いします。

議長 休憩前に引き続き、定例会を進めます。
各委員会から互選結果を報告願います。

11 番委員 特別委員会です。
委員長に私北村委員、職務代理に鈴木委員となりました。以上です。

7 番委員 農業後継者対策推進委員会です。
委員長に私山崎委員、副委員長に小川委員となりました。以上です。

議長 ただいま、各委員会から報告があったとおり決定させていただきます。
暫時休憩とします。

議長 休憩前に引き続き定例会を進めます。
日程第 10 報告第 1 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」、
日程第 11 報告第 2 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」が報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事 それでは、議案 7 頁をご覧ください。
報告第 1 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。
農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (5) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。
議案 8 頁、9 頁をご覧ください。
番号が 8 番から 12 番までの 5 件の申請がありました。

続きまして、議案 10 頁をご覧ください。
報告第 2 号「土地の現況証明書の証明願に伴う現地確認委員の指名について」でございます。
北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明願書の提出があったので、現地確認するため、鷹栖町農業委員会会長専決規程第 3 条第 9 号の規定に基づき、1 番及び 2 番の現地確認委員、吉本会長、小野寺委員及び斉藤委員の 3 人の指名について、専決処分しましたので報告します
報告について以上です。

議長 報告事項ですが、質問等があればお答えします。

委員 無しの声

議長 無ければ、次の日程に入ります。

議長 続きまして、日程第 12 議案第 6 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案 11 頁をご覧ください。

議案第 6 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」でございます。

合意解約通知の受理に伴い、合意解約による賃貸借の解約成立の確認について、審議を求めるものでございます。

議案は 12 頁、13 頁をご覧ください。

番号が 27 番、28 番の 2 件の通知を受理しました。

合意解約の理由については、各備考欄に記載されているとおりです。

土地の地番、登記簿地目、現況地目、面積、貸主、借主の住所、氏名、契約の内容、合意解約成立日、引渡し時期は議案に記載のとおりです。

通知のあった合意解約の引渡し時期が 6 か月以内であるかの確認については、全て合意解約成立日と同日で引渡しとなっているので、要件が合致していると確認しています。

また、この案件につきましては、寺崎委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

1 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 27 番、28 番の案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

27 番、28 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 27 番、28 番の案件について認めると決定しました。

1 番委員 着席

議長 続きまして、日程第 13 議案第 7 号「別段の面積の区域指定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案 15 頁をご覧ください。

議案第 7 号「別段の面積の区域指定について」でございます。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の区域指定について、審議を求めます。

議案は 16 頁をご覧ください。

番号が 1 番、1 件の申請がありました。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、所有者の住所、氏名につきましては、議案に記載のとおりです。

説明資料の 1 頁に位置図、2 頁に航空写真、3 頁に現地写真、4 頁に調査書を載せてありますのでご覧ください。

1 番については、令和 2 年 7 月 6 日付けで申請があり、空き家に隣接した農地として、受理しています。

別段の面積の指定については、「空き家に隣接した農地の取得に係る要領」に基づき、調査確認をしています。

説明資料の4頁の判断要件調査書により、10項目の判断要件を調査しています。

空き家バンクに登録された空き家であることは、総務企画課に確認しております。

空き家は、登記がされていませんが、納税通知書及び証言書で所有者の確認をしており、畑の所有者と同一であることが確認できています。

市街化調整区域内ではありますが、線引き前の住宅であり、農業従事者以外でも1.5倍以内の建て替えが可能な案件であるため、市街化調整区域以外と同様の取り扱いとしております。

今回申請のあった畑の面積が1,663 m²のため、家庭菜園の範囲と判断しています。

以下の詳細についてはご覧いただいた内容になっています。

以上から、事務局では認められると判断しています。

こちらの内容を踏まえて、1aの区域指定をしてよろしいかご審議よろしく申し上げます。

説明は以上です。

議長 議案第7号「別段の面積の区域指定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

議案第7号「別段の面積の区域指定について」この案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは議案第7号「別段の面積の区域指定について」は、認めると決定しました。

議長 続きまして、日程第14議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案17頁をご覧ください。

議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」です。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案18頁、19頁をご覧ください。

番号が57番の1件でございます。

57番の案件につきましては、現状に合わせた面積で賃貸のやり直しをする内容となっています。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者の住所及び氏名、利用権の設定を受ける者、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、説明資料の5頁、調査書は、説明資料の6頁に載せてありますのでご確認願います。

また、この案件につきましては、寺崎委員が議事参与の制限を受ける案件となっています。

説明は以上です。

1 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 57 番について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

57 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 57 番の案件について認めると決定しました。

1 番委員 着席

議長 続きまして、日程第 15 議案第 9 号「土地の現況証明書の交付について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

主幹 それでは、議案 21 頁をご覧ください。

議案第 9 号「土地の現況証明書の交付について」でございます。

北海道農地法関係事務処理要領第 8 の第 4 項の規定による土地の現況証明書交付の可否について、審議を求めるものです。

現況証明の内容については、22 頁、23 頁をご覧ください。

番号が 5 番、6 番の 2 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、面積、土地の所有者、申請人の住所、氏名は記載のとおりで、証明が必要な理由は、記載の内容のとおりで、地目変更のためです。

5 番について位置図は、説明資料の 7 頁、航空写真は 8 頁、現地写真は 9 頁、調査票は 10 頁に載せてありますので、ご確認ください。

6 番について位置図は、説明資料の 11 頁と 12 頁、航空写真は 13 頁、現地写真は 14 頁、調査票は 15 頁に載せてありますので、ご確認ください。

この案件の 5 番につきましては、寺崎委員が議事参与の制限を受ける案件となっています

報告第 2 号で報告したとおり現地確認委員を指名し、7 月 2 日に現地確認を行いました。

現地確認について、現地確認委員から現地の状況を報告願います。

5 番委員 はい、5 番の案件について、7 月 2 日、吉本会長、小野寺委員、私と事務局で現地調査を行いました。

願出のあった土地は、住宅が建っており、宅地として利用してから相当な年数が経過しているため、農地以外であると判断しました。

6 番の案件について、5 番と同じく 7 月 2 日に現地調査を行いました。

3317 番 7 は、申請のとおり現況となっており、相当な年数が経過しているため、農地以外であると判断しました。

4090 番 7 は、認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に必要な土地で

あるため、農地以外であると判断しました。

報告は以上です。

1 番委員 私の案件ですので、退席します。

議長 5 番について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 無ければ、これをもって質疑を終了し採決に入ります。

5 番の案件について認める方は挙手をお願いします

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 5 番の案件について認めると決定しました。

1 番委員 着席

議長 それでは、6 番の案件について審議いたします。

質疑ございませんか。

委員 無しの声

議長 それでは、質疑を終了し採決に入ります。

6 番の案件について認める方は挙手をお願いします。

委員 全員挙手

議長 はい、それでは 6 番の案件について認めると決定しました。

続きまして、日程第 16 協議第 1 号「道営農地整備事業鷹栖南地区換地委員の推薦について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

主幹 それでは、議案 24 頁をご覧ください。

協議第 1 号「道営農地整備事業鷹栖南地区換地委員の推薦について」で
ございます。

道営農地整備事業の事業実施において鷹栖南地区換地委員会を設立し事業の推進を図ることから、大雪土地改良区より 1 名推薦を求められたため、協議を行うものです。

事務局案としては、鷹栖地区担当の農業委員であり、基盤整備（国営）の経験があることから、小野寺委員を推薦したいと考えております。

説明は以上です。

議長 異議等ありませんか。

委員 無しの声

議長 異議なしのため、小野寺委員を推薦することに決定します。

続きまして、日程第 17 協議第 2 号「道営土地改良事業北成地区換地委員の変更推薦について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

主幹 それでは、議案 25 頁をご覧ください。

協議第 2 号「道営土地改良事業北成地区換地委員の変更推薦について」
でございます。

小原委員の退任に伴い、大雪土地改良区換地委員会規定第 2 条 2 及び第 4 条の 2 の資格喪失により、大雪土地改良区より変更推薦を求められたため、協議を行うものです。

事務局案としては、北成地区の担当委員である坂上委員を推薦したいと考えております。

説明は以上です。

議長 異議等ありませんか。

委員 無しの声

議長 異議なしのため、坂上委員を推薦することに決定します。

日程については以上になります。

その他に入ります。

主幹 次回の定例会についてですが、8月25日(火)17時からと考えていますが、よろしいでしょうか。

委員 問題なし。

主幹 8月25日17時からでお願いします。

主な関係機関の日程は、議案に記載のとおりです。

続きまして2各団体の役員の確認についてでございます。

内容の間違い、漏れ等ありましたらお知らせいただきたいと思っております。

3の農業委員会の概要等についてでございます

(別添の資料で説明)

10番委員 現地調査を10月に予定していますが、8月にしてもらいたいのですが、どうでしょうか。

議長 8月25日に定例会があるため、定例会と現地調査で1日取る又は別日で現地調査を行うことが考えられますが、どのようにしましょうか。

10番委員 1日かけて終わらせてもらったほうが良いです。

議長 みなさんもよろしいですか。

委員 問題なしの声

議長 8月25日に1日かけて、定例会、現地確認を行います。

他になにかありますか。

委員 無しの声

議長 それでは、以上をもって第1回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。